

運動部活動における安全管理

1 運動部活動における安全指導

運動部活動が心身の健全な発育発達に大きな影響を与えていることは周知の事実である。しかしながら最近の傾向として、求められる技術水準はますます高くなり、運動部活動中や各種競技大会に出場中の事故が発生しているのも事実である。運動部活動は学校教育の一環として、教育現場を中心に実施されている現状を考えると、指導者は以下に記す安全に必要な条件や環境整備を図ると同時に、部員にも日常から事故防止の習慣をつけさせることが安全指導の基本的な考え方といえる。

2 指導計画と運営

(1) 指導計画

指導計画は、運動部活動を実施するための基本計画である。長期的展望から立案することが大切であり、部員の能力・適性に応じて創意と工夫を加えて作成することが望ましい。

また、運動部活動と学習や余暇活動とのバランスを考慮した活動日・活動時間を設定し、活動内容については、部員の興味や関心を考慮し、内容や目標を明確にすることにより部員が主体的に活動を楽しめるようにする。

(2) 運営

指導体制の一本化を図り、指導計画にそって運営することが基本である。指導者不在の場合には、他の運動部指導者と連絡をとると同時にキャプテンとも打ち合わせをし、活動内容に特に配慮が必要である。

また、入部手続きや経費の件、活動計画や大会日等々の連絡を保護者と密にし、運動部活動に関する理解と協力を要請しておくことも大切である。

さらに活動上の規約や活動場所・時間・日程の調整など各校の実情により異なるが、指導者会(顧問会)を設置し、意見・情報交換や研修の場とすると同時に、事故や傷害時の緊急体制を確立しておくことも大切である。

3 施設・用具の管理

施設・用具の安全点検は練習の一環として位置付けて習慣化することが大切である。また学校全体としても施設・用具の安全点検を定期的実施する必要がある。

以下のような点検項目を参考に学校の実情に応じて安全点検をすることが望ましい。

- (1) 運動場・プール等の屋外施設と外部とを隔てる防球ネットや柵等に破損はないか
- (2) 運動場の地面は整備されているか、とくにスプリンクラーの蓋等の突起物による危険はないか
- (3) 移動用のゴールは倒れる危険のないように固定されているか
- (4) 運動場・体育館の固定施設や運動器具等に締具のゆるみや腐食・破損はないか
- (5) 使用しない運動器具等が放置されていないか
- (6) 体育館等の床面が結露などで滑りやすくなっていないか、また座金等にゆるみはないか
- (7) その他、各施設・用具等の使用規定を定め、それを厳守させるとともに使用方法や整理整頓について指導しておくことも必要である。定期的な安全点検が実施され、不都合があった場合には最優先で検討できるように学校内で共通理解をもつようにすることが最も重要である。

4 健康管理

健康管理については、定期健康診断の結果やけが・既往症等のある者に対しては医師との連絡を図る。また、成長期にある部員の健康状態は、その時々によって変化していると考え、日常の観察を十分に行い柔軟な対応ができるようにしておくことが重要である。

(1) 健康管理上の留意点

ア 学級担任、養護教諭、保護者、学校医、医師との相互の連絡を図る。

イ 病欠欠席後（長期欠席後）、睡眠不足、心理的に不安定な部員、定期試験後など部員の健康観察を入念に行う。

ウ 睡眠・栄養・運動がバランスよく行えるよう指導しておく。

エ 心疾患については生命との関わりが深いので、とくに心電図による診断結果については十分な理解と適切な対応を行う。

オ 部員が自分自身の健康状態について認識が深まるよう日常の指導を十分行う。

(2) 健康の自己診断と自己管理

部員が自分自身の身体の調子をよくわきまえて、決して無理をせず部活動に参加していくことは大切なことである。自分自身を過信し過ぎて、身体の調子の悪いときに無理に参加すると、事故や外傷の原因ともなる。日頃より自分の身体状況を把握しておくことが大切である。

(3) 事故・傷害に対する迅速な組織を確立する

運動部活動時に事故・傷害が発生した場合、その場に居合わせた者が応急処置を実施するのはもちろんであるが、緊急連絡体制や医療機関等との連携などの体制を確立し、万一の場合にもそれらが十分な機能を発揮できるようにしておくことが大切である。また、応急処置、負傷者の運搬等で人手が必要ともなる場合もあるので、部員を対象として非常時の訓練を指導しておくことが望ましい。

5 自然的条件への配慮

自然を生かした運動部活動では、海・山など自然について正しい知識を基盤にして、自然への理解を深めさせる。またコース・日程・活動内容等は万一のことを考え、事前の十分な計画と準備を行う。

さらに活動中あるいは活動寸前であっても自然的条件の変化を判断し、的確な行動をとるようになることが必要である。

また他の運動部についても、季節・気候・気温・湿度への配慮をし対応することも必要である。

6 各種競技大会開催の安全管理

各種競技大会の開催にあたっては、専門委員会において、各競技種目の特性を考慮した起こりうる危険性に対する防止策と対応策に配慮した大会開催を立案計画する。

また、各種大会は学校教育の一環として開催されるので、生徒の参加については、保護者との一層の連携のもと、参加生徒の健康状況等把握のうえ校長の判断で行うものである。

事故発生時の留意事項

1 生徒への応急手当をつくす

生命を守ることを第一に考え的確に行う。必要な応急手当をほどこすとともに、医療機関への連絡を迅速に行う。

2 家庭への連絡

保護者への連絡は、以下のことに留意する。また、誠意を最大限に尽くす。

(1)事故の状況 (2)傷病の程度 (3)搬送先病院 (4)必要に応じて保険証持参の指示

3 関係機関への連絡

校長、大会本部、教育委員会など必要な関係諸機関への連絡を行う。

4 他の生徒の指導

現場に居合わせた生徒が動揺しないよう適切な指導をし、場合によっては事故発生時の状況等を聴取し、記録しておく。

5 記録

事故の発生状況とともに事故発生以後の状況をできるだけ正確に記録する。特に時間・発生状況・応急手当の内容など。

6 情報の窓口の一本化を図る

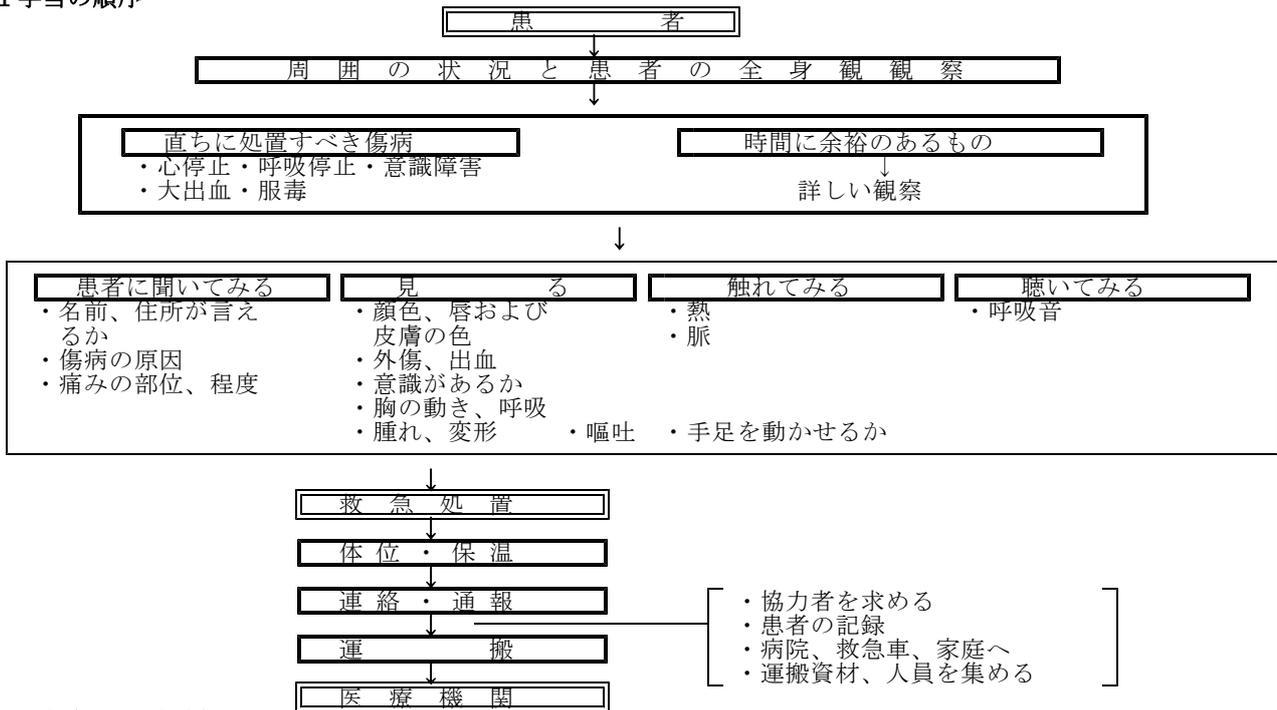
7 事故発生の要因を把握するとともに、再発防止に速やかに対応する

8 大会開催時における事故発生後の対応

事故発生	平成()年()月()日()曜 場所() 時刻(:)
救命措置	担当者(役員・顧問等)は状況を正確に判断し救命措置を実施するとともに緊急に応援を求める。 時刻の確認(:)
連絡体制	担当者(役員・顧問等)→会場責任者→大会本部及び高体連事務局 ↓ ↓ ↓ 保護者・学校長 関係諸機関 (事故等の状況、傷病の程度、搬送先病院等) 時刻の確認(:)
通報	必要に応じて119番通報 ※救急車の呼び方 ~別紙~ 時刻の確認(:)
応急手当	救命措置・応急手当は大会役員・関係校顧問など担当者で行う。 医師・養護教諭・専門的知識のある者等が会場に居れば応援を求める。 時刻の確認(:)
病院搬送	関係校顧問・大会役員が同行する。 病院から校長・大会本部等へ随時連絡 時刻の確認(:)
状況把握	関係者・関係生徒から状況を把握(大会責任者を含め複数で確認・記録) (氏名・学校名・性別・発生場所・時刻・発生状況・経過・原因・搬送先病院 保護者との連絡状況)
状況報告	病院→校長・大会本部等へ 搬送した関係者が校長・大会本部等へ報告 (到着時間・傷病名・治療の状況・病院名)
事故報告	関係者・関係諸機関と連絡をとり関係校校長が行う。

応急手当の実際

1 手当の順序

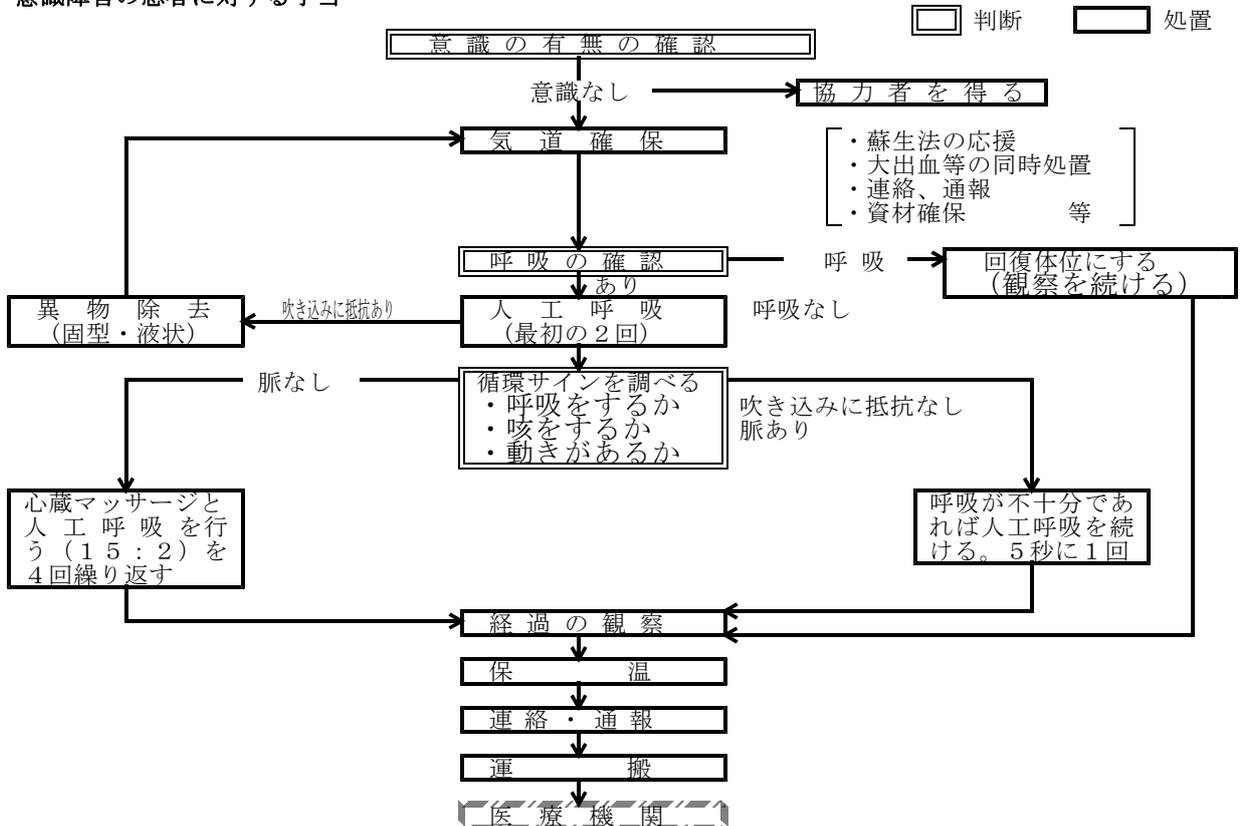


2 救急車の呼び方

- 1) 119番通報して、はっきり「救急です。」という。
- 2) 落ち着いて場所を伝える。(町名、番地、目標と道順をわかりやすく、詳しく知らせる。)
- 3) けがや病気の様子を伝える。
- 4) どのような処置をしておくとういかに聞く。
- 5) 余裕があれば迎えに出る。
- 6) 救急車が到着したら、患者の容体の変化、手当の内容などについて引継をする。

だれがいつどこで
どういうふうにして
どうなったか
を明確に

3 意識障害の患者に対する手当



事故発生 の 措置 と 配慮

1 事故発生

- ・ 応急手当
- ・ 保護者への連絡
- ・ 医療機関・校医への連絡
- ・ 教育委員会への速報
- ・ 警察への連絡
- ・ 状況の把握……………報道関係への対処
- ・ 他の生徒の管理……………事故の続発防止
- ・ 事故現場の確保

2 事故後

- ・ 保護者への連絡
- ・ 事故防止のための物理管理(危険物・障害物の除去)
- ・ 事故防止のための生徒への安全指導並びに安全管理の徹底
- ・ 教育委員会への文書報告
- ・ 日本体育・学校健康センターへの手続き
- ・ 関係者(救急機関等)へのあいさつ

3 配慮事項

校 内

- (1) 被災生徒の救急活動を最優先にする。
- (2) 事故の続発防止のため、他の生徒の安全管理に万全を期す。
- (3) 救急体制を至急編成し対処する。→学校長を中心とした指導系統の一本化
 - ・ 救急活動に対処する者…被災者の手当、病院(車)の手配
 - ・ 安全管理にあたる者……生徒の掌握、状況確認
 - ・ 連絡(通報)をする者……保護者、関係機関への連絡
- (4) 救急活動が迅速になされるよう、救急車の誘導等に配慮すること。
- (5) 事故現場を確認すること。
- (6) 状況を的確に把握し、外部への連絡、報道については窓口を一つにしぼる。
- (7) 保護者への対応は、誠意をもってあたり、十分な配慮をする。
- (8) 教育委員会へ直ちに電話で連絡する。
- (9) 広報などを通じて、各家庭に事故の状況と対策(指導)を知らせ、不安感や間違った情報の広がりのないように配慮する。
- (10) 被災生徒の事後の経過について配慮し、適切な処置をとるようにする。

校 外

- ・ 校外の場合(登下校は管理下に入る)も校内に準じて考える。
- ・ 校長、生徒指導主任、学級担任及び家庭への事後の対処については誠意を尽くす。
- ・ 警察等と連絡をとり、状況を把握するとともに、事後の安全指導・管理について早急に対策をたてる。

大会開催における安全管理

安全な大会開催の立案計画……各競技種目の専門委員会

大会開催要項の発送……所定の様式に沿って高体連会長印押印のうえ、各学校長へ

参加申し込み受付確認……参加制限等の確認と各参加校校長が認めたものであるかの確認